	■個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア □条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ			
個人	情報フ	アイルの名称 道路占用申請書受付	寸事務ファイル	
	7 及 び 月 日	■作成 □修正	令和5年4月1日	
実 施	越機 関	市長		
主 管 課 の 名 称 道路管理課 管理係		道路管理課 管理係	事務登録 ■アー1 □イー	
利用	月 目 的	道路占用許可申請を行った者に関する続きに利用	る情報の整理及び占用料の徴収の手	
	基本的 事 項	■氏名 ■住所 □性別 □生年月日□婚姻 □電話番号 □個人番号※□続柄 □家族状況 ■その他(道路	□識別番号(個人番号※を除く。)	
記録	経歴、成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □ □その他(	]資格 □賞罰 )	
項	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷病 □その他(	「歴 □ 検診記録 )	
目	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □ □□座番号 □その他(	]資産状況 □公的扶助 )	
	その他	□親族 □社会的活動 □趣味・し好□その他( )	7	
道路占用許可申請を行った者記録 範囲				
•		■本人から □本人以外から		
6	lete tire	本 人 以 外   □法令等 □本人同;  か ら 収 集   □その他 (  す る 根 拠	意 □緊急性 )	
	情報の	□他の実施機関 □国	脱台帳 □実施機関内の他課 ・都道府県・他の市区町村 的団体 □民間企業・民間団体	

	(32)
要配慮個人情報	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の 経常的提供先	消防署長・警察署長
開示請求等を受理 組織の名称及び所	
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手	定に
個人情報ファイルの	□電算処理ファイル (法第60条第2項第1号) 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■手作業処理ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

	■個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア □条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ				
個人	個人情報ファイルの名称 道路補修安全施設要望受付ファイル				
	ト及 び 月 日	■作成 □修正	令和5年4月1日		
実 施	機関	市長			
主 管 課 の 名 称 道路管理課 管理係		道路管理課 管理係	事務登録 ■アー2 □イー		
道路補修及び安全施設等を要望した内容の整理及び工事計画を行う利用目的め。			内容の整理及び工事計画を行うた		
	基本的 事 項	■氏名 ■住所 □性別 □生年月日□婚姻 ■電話番号 □個人番号※□続柄 □家族状況 □その他(	□年齢 □本籍 □国籍 □識別番号(個人番号※を除く。) )		
記録	経歴、成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □資格 □賞罰 □その他( )			
項	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷病 □その他(	「歴 □ 検診記録 )		
目	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □□口座番号 □その他(	]資産状況 口公的扶助 )		
	その他	□親族 □社会的活動 □趣味・し好□その他( )	7		
道路補修及び安全施設を要望した者 記録範囲					
•		■本人から □本人以外から			
	leb tra	本 人 以 外   □法令等 □本人同;  か ら 収 集   □その他 (  す る 根 拠	意 □緊急性 )		
	情報の法方法	□他の実施機関 □国	脱台帳 □実施機関内の他課 ・都道府県・他の市区町村 的団体 □民間企業・民間団体		

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

	■個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア □条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ			
個人	個人情報ファイルの名称 道路境界確定協議申請受付事務ファイル			
	7 及 び 月 日	■作成 □修正	令和5年4月1日	
実 施	越機 関	市長		
主 管 課 の 名 称 道路管理課 管理係		道路管理課 管理係	事務登録 ■アー3 □イー	
利用	引 目 的	道路境界確定協議申請を行った者に関	引する情報の整理及び管理を行う。	
	基本的 事 項	■氏名 ■住所 □性別 □生年月日□婚姻 □電話番号 □個人番号※□続柄 □家族状況 □その他(	□年齢 □本籍 □国籍 □識別番号(個人番号※を除く。) )	
記録	経歴、成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □ □その他(	]資格 □賞罰 )	
項	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷病 □その他(	「歴 □ 検診記録 )	
目	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □□口座番号 □その他(	] 資 産 状 況 □ 公 的 扶 助 )	
	その他	□親族 □社会的活動 □趣味・し好□その他( )	7	
道路境界確定協議申請を行った者 記録 範囲				
		■本人から □本人以外から		
	I-b. 1-0	本 人 以 外   □法令等 □本人同う  か ら 収 集   □その他 (  す る 根 拠	意 □緊急性 )	
	情報の	□他の実施機関 □国	脱台帳 □実施機関内の他課 ・都道府県・他の市区町村 的団体 □民間企業・民間団体 )	

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

	□個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア ■条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ			
個人	個人情報ファイルの名称 道路通行制限禁止申請書受付事務ファイル			
	ト及 び 月 日	■作成 □修正	令和5年4月1日	
実 施	機関	市長		
主 管 課 の 名 称 道路管理課 管理係		道路管理課 管理係	事務登録 □アー 番	
利用目的道路		道路通行制限禁止申請を行った者に関	引する情報の整理	
	基本的 事 項	■氏名 ■住所 □性別 □生年月日□婚姻 ■電話番号 □個人番号※□続柄 □家族状況 □その他(	□年齢 □本籍 □国籍 □識別番号(個人番号※を除く。) )	
記録	経歴、成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □ □その他(	]資格 □賞罰 )	
項	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷症 □その他(	「歴 □ 検診記録 )	
目	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □ □□座番号 □その他(	]資産状況 □公的扶助 )	
	その他	□親族 □社会的活動 □趣味・し好 □その他(	)	
記録範囲 道路追		道路通行制限禁止申請を行った者		
•		■本人から □本人以外から		
6	leb tra	本 人 以 外   □法令等 □本人同;  か ら 収 集   □その他 (  す る 根 拠	意 □緊急性 )	
	情報の 法方法	□他の実施機関 □国	脱台帳 □実施機関内の他課 ・都道府県・他の市区町村 的団体 □民間企業・民間団体	

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

	□個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア ■条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ			
個人	個人情報ファイルの名称 市道不法占用受付ファイル			
区分年	及 び 月 日	■作成 □修正	令和5年4月1日	
実 施	機関	市長		
主管課の名称		道路管理課 管理係	事務登録 番 号 ■イー2	
利用目的		道路法第32条に基づく道路占用許可継続的に道路上に設置している場合、 命じる。		
l l	基本的 事 項	■氏名 ■住所 □性別 ■生年月日□婚姻 ■電話番号 □個人番号※ ■続柄 □家族状況 □その他(	□年齢 ■本籍 □国籍 □識別番号(個人番号※を除く。) )	
1	経歴、 成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □ □その他(	]資格 □賞罰 )	
	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷病 □その他(	f歴 □ 検診記録 )	
	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □□□座番号 □その他(	]資産状況 口公的扶助 )	
その他 □親族 □社会的活動 □趣味・し好 □その他 ( )		)		
道路法第32条の規定に基づく占用許可受けずに工作物等の物件のを行ったもののうち、著しく道路管理上のうえで支障がある者記録範囲				
		■本人から ■本人以外から		
		本 人 以 外 ■法令等 □本人同戸から 収 集 □その他 ( )	意 □緊急性 )	
	青報の 方 法	□他の実施機関 ■国	脱台帳 ■実施機関内の他課 ・都道府県・他の市区町村 的団体 □民間企業・民間団体 )	

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

	□個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア ■条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ				
個人情	個人情報ファイルの名称 道路占用料滞納者の督促事務ファイル				
区分及年月	び 日	■作成 □修正		令和5年4	月1日
実 施 機	関	市長			
主管課名	の 称	道路管理課 管理係		事務登録番 号	<ul><li>□アー</li><li>■イー3</li></ul>
		道路法第32条に基へ	づく道路占用許す	可申請者の中	中で、道路占用料が未納
利用目	的	となっている者に対し	,て督促を行い、	滞納整理を	行う。
基本事	本的 項				□本籍 □国籍 号(個人番号※を除く。) )
記 経歴 成糸	歪、 責等	□学歴 □成績 □暗 □その他(	<b>戈業</b> □職位 □	]資格 □賞 )	罰
項心	身	□身体の状況 □障害 □その他 (	系の状況 □傷病	i歴 □ 検言 )	<b>沙記録</b>
	崔的 兄等	□所得・収入 □課税 □口座番号 □その他		]資産状況	□公的扶助 )
その	の他	□親族 □社会的活動 □その他(	カ □趣味・し好	)	
		道路法第32条に基へ	づく道路占用許す	可申請者の中	中で、道路占用料が未納
記録範囲		となっている者			
		■本人から  ■本	に人以外から		
		本 人 以 外 ■法令: か ら 収 集 す る 根 拠		意 □緊急	急性 )
記録情報収集方		収集 先 □他の記	実施機関 □国 公共団体・公共6 □刊行物等	• 都道府県 •	実施機関内の他課 ・他の市区町村 民間企業・民間団体 )

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

□個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア ■条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ					
個人	個人情報ファイルの名称 たかまつマイロード団体名簿ファイル				
	ト及 び 月 日	■作成 □修正	令和5年4月1日		
実施	機関	市長			
主管名	・ 課 の 称	道路管理課 管理係	事務登録 番 号 ■イー4		
利用目的 年1回清掃用具配布のための案内手続きを行う。			<b>売きを行う。</b>		
	基本的 事 項	■氏名 ■住所 □性別 □生年月日 □婚姻 ■電話番号 □個人番号※ □続柄 □家族状況 □その他(			
記録	経歴、成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □ □その他(	]資格 □賞罰 )		
項	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷症 □その他 (	序歴 □ 検診記録 )		
目	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □ □□座番号 □その他(	〕資産状況 □公的扶助 )		
	その他	□親族 □社会的活動 □趣味・した □その他(	}		
記録範囲 たかまつマイロード団体					
		■本人から □本人以外から			
	leb tra	本 人 以 外 □法令等 □本人同: か ら 収 集 □その他 ( す る 根 拠	意 □緊急性 )		
	情報の法方法	□他の実施機関 □国	税台帳 □実施機関内の他課 ・都道府県・他の市区町村 的団体 □民間企業・民間団体		

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

□個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア ■条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ			
個人	.情報フ	アイルの名称 私道整備事業助成制	削度相談受付ファイル
	7 及 び 月 日	■作成 □修正	令和5年4月1日
実 施	越機 関	市長	
主 管 課 の 名 称 道路管理課 管理係		道路管理課 管理係	事務登録 番 号 ■イー5
利用目的議会への件数報告及び対応の記録。			
	基本的 事 項	■氏名 ■住所 □性別 □生年月日□婚姻 ■電話番号 □個人番号※□続柄 □家族状況 □その他(	日 □年齢 □本籍 □国籍 □識別番号(個人番号※を除く。) )
記録	経歴、成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □ □その他(	]資格 □賞罰 )
項	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷症 □その他 (	「歴 □ 検診記録 )
目	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □ □□座番号 □その他(	]資産状況 □公的扶助 )
	その他	□親族 □社会的活動 □趣味・し好 □その他(	)
記録範囲 私道整備事業助成制度の利用を検討している者			,ている者
		■本人から □本人以外から	
	lete tire	本 人 以 外   □法令等 □本人同;  か ら 収 集   □その他 (  す る 根 拠	意 □緊急性 )
	情報の 法方法	□他の実施機関 □国	税台帳 □実施機関内の他課 ・都道府県・他の市区町村 的団体 □民間企業・民間団体

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

□個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア ■条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ			
個人	.情報フ	アイルの名称 法定外公共物占用等	等許可申請書受付事務ファイル
	7 及 び 月 日	■作成 □修正	令和5年4月1日
実 施	極機関	市長	
主 管 課 の 名 称 道路管理課 管理係		道路管理課 管理係	事務登録 □アー ■イー6
		法定外公共物占用等許可を行った者し	こ関する情報の整理及び期間延長や
利用	目 的	占用料の徴収の手続きに利用	
	基本的事 項	■氏名 ■住所 □性別 □生年月日□婚姻 □電話番号 □個人番号※□続柄 □家族状況 ■その他(法定	□識別番号(個人番号※を除く。)
記録	経歴、成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □ □その他(	]資格 □賞罰 )
項	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷病 □その他(	「歴 □ 検診記録 )
目	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □□□座番号 □その他(	]資産状況 口公的扶助 )
	その他	□親族 □社会的活動 □趣味・し好□その他( )	F
		道路占用許可を受けた者	
記録範囲			
		■本人から □本人以外から	
	l-t- 1-	本 人 以 外 □法令等 □本人同戸から 収 集 □その他 ( す る 根 拠 □ まる せんしょう またしょう しゅうしゅう	意 □緊急性 )
	情報の 法 方法	□他の実施機関 □国	脱台帳 □実施機関内の他課 ・都道府県・他の市区町村 的団体 □民間企業・民間団体
1			)

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

□個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア ■条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ			
個人	、情報フ	アイルの名称   行政財産の目的外債	<b></b> 再許可申請書受付事務ファイル
	テルス び 月 日	■作成 □修正	令和5年4月1日
実 旅	極 機 関	市長	
主管名	テ課の称	道路管理課 管理係	事務登録 □アー ■イー7
		一行政財産の目的外使用許可を行ったね	者に関する情報の整理及び期間延長
利用	目目的	や使用料の徴収の手続きに利用	
	基本的 事 項	■氏名 ■住所 □性別 □生年月日□婚姻 □電話番号 □個人番号※□続柄 □家族状況 ■その他(行政	□識別番号(個人番号※を除く。)
記録	経歴、成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □ □その他(	]資格 □賞罰 )
項	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷病 □その他(	f歴 □ 検診記録 )
目	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □□□座番号 □その他(	]資産状況 口公的扶助 )
	その他	□親族 □社会的活動 □趣味・し好□その他( )	2
		道路占用許可を受けた者	
記録範囲			
		■本人から □本人以外から	
	Into Art	本 人 以 外   □法令等 □本人同詞  か ら 収 集   □その他 (  す る 根 拠	意 □緊急性 )
	情報の 長方法	□他の実施機関 □国 収 集 先 □他の公共団体・公共的 □調査 □刊行物等	脱台帳 □実施機関内の他課 ・都道府県・他の市区町村 的団体 □民間企業・民間団体
		□その他(	)

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

□個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア ■条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ				
個人	.情報フ	アイルの名称 道路工事施工承認申	申請受付事務ファイル	
	7 及 び 月 日	■作成 □修正	令和5年4月1日	
実 施	遊機 関	市長		
主 管 課 の 名 称 道路管理課 管理係		道路管理課 管理係	事務登録 □アー ■イー8	
利用	引目的	道路工事施工承認許可を行った者に関	引する情報の整理及び管理を行う。	
	基本的 事 項	■氏名 ■住所 □性別 □生年月日□婚姻 ■電話番号 □個人番号※□続柄 □家族状況 ■その他(施工	□識別番号(個人番号※を除く。)	
記録	経歴、成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □ □その他(	]資格 □賞罰 )	
項	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷病 □その他(	「歴 □ 検診記録 )	
目	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □ □口座番号 □その他(	]資産状況 □公的扶助 )	
	その他	□親族 □社会的活動 □趣味・し好□その他( )	f	
記翁	道路工事施工承認を受けた者記録 範囲			
		■本人から □本人以外から		
	lete tire	本 人 以 外 □法令等 □本人同が か ら 収 集 □その他 ( す る 根 拠	意 □緊急性 )	
	情報の法方法	□他の実施機関 □国	脱台帳 □実施機関内の他課 ・都道府県・他の市区町村 的団体 □民間企業・民間団体	

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。

□個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・ア ■条例個人情報ファイル簿(単票)個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ					
個人	個人情報ファイルの名称 公共施設管理者同意受付事務ファイル				
	ト及 び 月 日	■作成 □修正			
実 施	機関	市長			
主管課の名称		道路管理課 管理係       事務登録         番 号       ■イー9			
公共施設管理者同意を行った者に関する情報の整理及び管理を行う 利用目的					
	基本的 事 項	■氏名 ■住所 □性別 □生年月日 □年齢 □本籍 □国籍 □婚姻 □電話番号 □個人番号※ □識別番号(個人番号※を除く。) □続柄 □家族状況 □その他 ( )			
記録	経歴、成績等	□学歴 □成績 □職業 □職位 □資格 □賞罰 □その他( )			
項	心身	□身体の状況 □障害の状況 □傷病歴 □ 検診記録 □その他( )			
目	財産的 状況等	□所得・収入 □課税・納税状況 □資産状況 □公的扶助 □口座番号 □その他( )			
一 その他		□親族 □社会的活動 □趣味・し好 □その他 ( )			
公共施設管理者同意を行った者 記録 範囲					
		■本人から □本人以外から			
	(+ +n o	本 人 以 外 口法令等 口本人同意 口緊急性 か ら 収 集 す る 根 拠			
	情報の法方法	□住民基本台帳 □市税台帳 □実施機関内の他課□他の実施機関 □国・都道府県・他の市区町村 □他の公共団体・公共的団体 □民間企業・民間団体□調査 □刊行物等□その他(			

		(32)
要配慮個人情報	<ul><li>□ 含む</li><li>■ 含まない</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分 □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理 組織の名称及び所	. g る	<ul><li>6 松市総務局コンプライアンス推進課</li><li>7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号</li></ul>
訂正及び利用停止 する他の法令の規 よる特別の手;	に関 ①該当する 定に	が定められている場合) 記録項目に付した番号 の条項(法令番号を含む。)
個人情報ファイルの	上記ファ	ファイル (法第60条第2項第1号) ・イルと同内容の手作業ファイル □有 □無 ■ファイル (法第60条第2項第2号)
備	考	

<sup>※</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する個人番号をいう。